

二宮町行政改革検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町行政改革検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、二宮町行政改革大綱の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間の企業経営者または経験者
- (4) 行政経験を有する者
- (5) 公募の町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合には後任者を充て、任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長が不在のとき、または会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月17日から施行する。

二宮町行政改革検討委員会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(委員会の公開)

第2条 委員会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を審議する場合には、委員会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報
- (2) 法人等に関する情報であって、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

(委員会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、委員会を公開する場合、委員会の開催について1週間前までに公表することとする。ただし、委員会を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(委員会の傍聴)

第4条 委員会の公開は、委員会の傍聴を希望する者に委員会の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 委員会の会議記録は、委員会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。

3 委員会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、委員会の事務局において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、委員会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 2月13日から施行する。

二宮町行政改革検討委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町行政改革検討委員会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 傍聴席の数は10名程度とし、委員会の開催の都度、委員会の事務局が会議室の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条により決定した傍聴者以外の者
- (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、録画又は録音をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、委員会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は委員会の事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は委員会の事務局である事務局の職員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 2月13日から施行する。

二宮町行政改革検討委員会委員名簿

(平成27年2月13日現在)

No.	氏 名	摘 要	区分	備 考
1	後 藤 伸	学識経験を有する者 (神奈川大学経営学部教授)	1号	新
2	手 塚 明 美	学識経験を有する者 (元藤沢市市民活動推進センター長)	1号	新
3	石 黒 賢 路	町内の公共的団体等の代表者 (地区長連絡協議会会長)	2号	新
4	柳 川 幸 司	民間企業経営者又は経験者 (二宮工業団地協同組合)	3号	新
5	佐 久 間 良 輔	行政経験者 (元二宮町役場職員)	4号	新
6	水 口 圭 三	公募の町民	5号	新
7	露 木 孝 子	公募の町民	5号	新

行政改革の取組方針

1. 趣 旨

二宮町は、平成25年3月に策定した新たな基本構想・基本計画である『第5次にのみや総合計画』に基づき、まちづくりを進めています。

総合計画では、少子高齢化に伴い人口が減少する推計となっており、この推計のとおりスピードで、人口減少が進んでいるのが現状です。【別紙資料】

一方で、行政サービスに対する需要は、年々増大し、国や県からの権限移譲もある中で、少ない経費で大きな力を発揮できる強い組織づくりが求められています。

今後、これまでの行政改革の取組みを踏まえながら、総合計画に掲げる「自治体経営の力」の向上という視点から、新たな改革に取り組みます。

2. 検討の方向

平成21年度より第3次行政改革大綱・推進計画に基づき、平成26年度まで行政改革に取り組んできましたが、積み残しの課題もあり、今回の大綱策定については、これまでの課題をふまえながら検討を行います。また、行政改革と総合計画は両輪となり事業を見直していく必要があることから、『第5次にのみや総合計画』とリンクした計画策定が必要とされます。なお、大綱および推進計画の目標年度設定については、総合計画の基本計画改定年次と同時期に改定することとします。

3. 検討体制

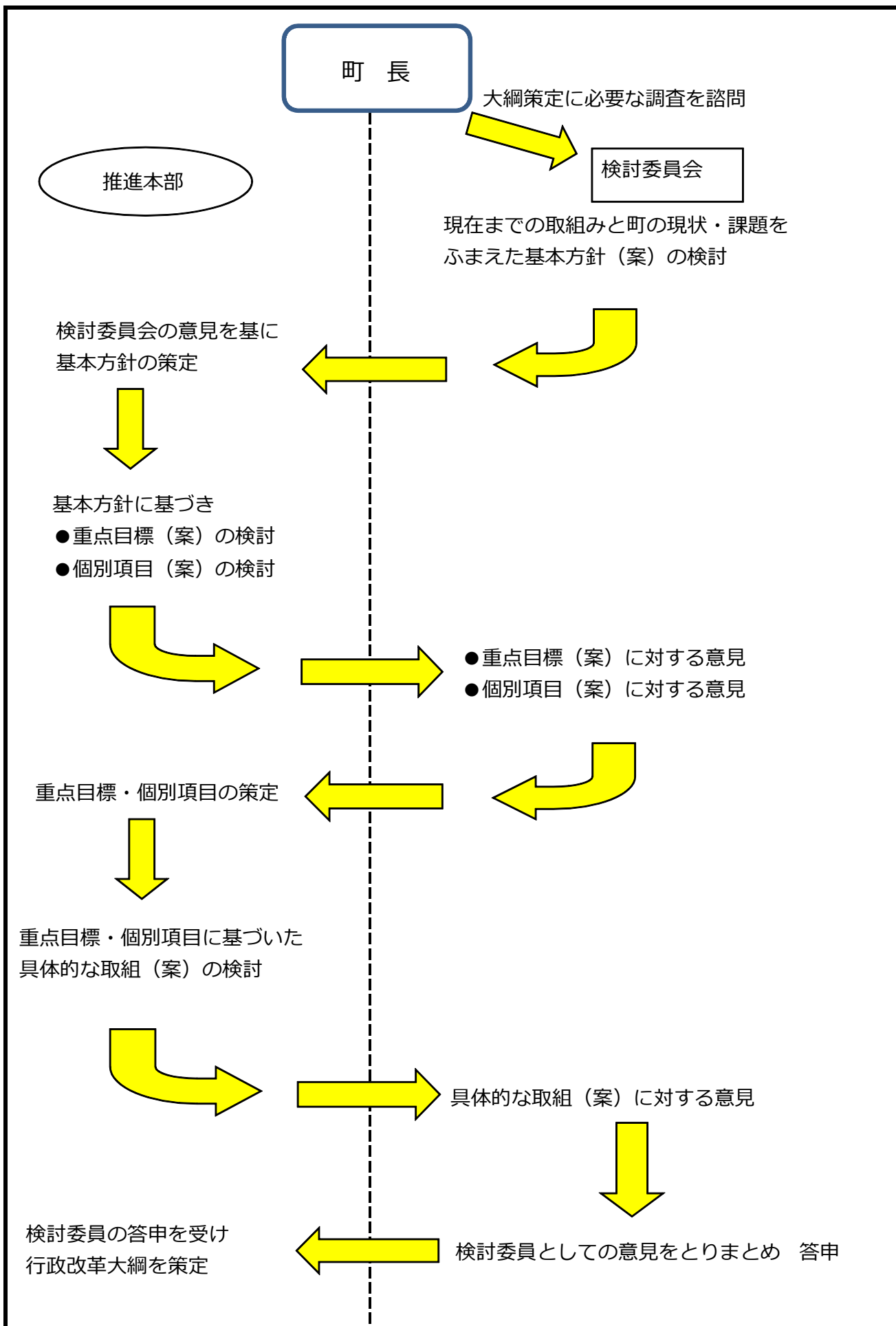
○検討委員会の設置

二宮町行政改革検討委員会を設置し、町長の諮問に応じ、大綱の策定に関し必要な調査及び審議を行います。なお、委員には学識経験者や町内の公共的団体等の代表者、民間企業の経営者、行政経験者のほか、一般公募町民に参画してもらうことで町民意見を反映します。

○庁内の検討体制

二宮町行政改革推進本部（部長級）において、大綱および推進計画の策定を行います。また、必要に応じ、幹事会・ワーキング（課長級）を実施します。

二宮町行政改革推進本部及び二宮町行政改革検討委員会の関わり



4. 検討スケジュール

第4次二宮町行政改革大綱及び推進計画の策定に関するスケジュール

		平成26年度					平成27年度				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
● 検討委員会	第1回検討委員会		現在までの取組み ・町の現状と課題 ・基本方針(案)の検討								
	第2回検討委員会				重点目標の検討 ・個別項目の検討						
	第3回検討委員会					個別項目の検討 ・具体的な取組みの検討					
	第4回検討委員会						検討委員会の意見取りまとめ ・町長へ意見書提出				
● 推進本部	第1回推進本部		大綱の構成の検討 ・基本方針(案)の検討								
	第2回推進本部			重点目標の検討 ・個別項目の検討							
	第3回推進本部				個別項目の検討 ・具体的な取組みの検討						
	第4回推進本部					大綱(案)の検討					
	第5回推進本部										
	第6回推進本部								推進計画(案)の検討		
	第7回推進本部									推進計画の策定	
● 幹事会	第1回幹事会							大綱について ・大綱について ・推進計画(案)の構成			
	第2回幹事会								推進計画(案)の検討		
	第3回幹事会									推進計画(案)の策定	
● 議会	全協										大綱の説明

これまでの行政改革の取組みより

二宮町では、昭和62年に策定した第1次行政改革大綱をはじめとして、第2次行政改革大綱を平成8年に、二宮町集中改革プランを平成18年に、第3次行政改革大綱を平成22年にそれぞれ策定し、行政改革に取り組んできました。

それぞれの取組み内容については以下のとおりとなります。

第1次行政改革大綱（昭和62年～）

1. 事務事業の見直し
2. 民間委託・OA化等事務改革の推進
3. 組織・機構の簡素合理化
4. 事務能率向上運動の推進
5. 補助金及び報償費の統廃合
6. 長期財政計画による公共施設整備の推進

第2次行政改革大綱（平成8年～）

1. 事務事業の見直し
2. 時代に即応した組織・機構の見直し
3. 定員管理及び給与の適正化の推進
4. 効率的な行政運営と職員能力開発等の推進
5. 行政の情報化の推進による行政サービスの向上
6. 会館等公共施設の設置及び管理運営

集中改革プラン（平成18年～）

1. 事務事業の再編・整理、廃止・統合
2. 民間委託等の推進（公の施設・公の施設以外の施設・その他の事務）
3. 定員管理の適正化
4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
5. 第三セクターの見直し
6. 経費節減等の財政効果
7. その他（共同のまちづくりの効率化・効率的で戦略的な行政運営の実現・人材育成の推進・公正の確保と透明性の向上・ITを活用したサービスの向上・公共工事の適正化・公的施設のあり方

第3次行政改革大綱（平成22年～）

1. 効率的な町施設の運営
(1)施設の効率的な運営方法の導入 (2)運営に充てる財源の確保 (3)施設の集約化
2. 公的サービスへの多様な担い手の参画促進
(1)民間事業者等への委託（施設管理を除く） (2)NPO、町民ボランティア等の参画促進 (3)産・学・公による連携体制の構築
3. 事業の再編・整理、廃止・統合
(1)経常的に行われている事業の見直し (2)イベント的事業の見直し
4. 財政基盤の強化
(1)歳入の確保 (2)経費の削減 (3)効率的な運営のための仕組みの充実
5. 人材育成の推進
(1)職員の意識改革 (2)人事評価の導入 (3)効果的な研修制度の運用

二宮町行政改革大綱

(平成22年度～平成26年度)

平成22年 3 月

二 宮 町

はじめに

世界的な経済不安、地球温暖化による環境問題など、我が国をとりまく社会環境は日々目まぐるしく変化しています。とりわけ少子高齢化の到来による人口の減少は年々深刻化の一途をたどり、特に地方の自治体では都市部への人口の流出がさらなる人口減少に拍車をかけています。

二宮町においても高齢化の進展は深刻な問題となっており、県内平均と比較しても高齢者の割合が高いことから、これまで以上に社会保障にかかる歳出の増大が見込まれ、町の財政を圧迫していくことが懸念されています。また、地方分権の進展に伴い地方自治体の自立的な行政運営が求められる現在、町の主力である町税の減少が見込まれており、そのような状況下においても、多様化・高度化する町民ニーズに対応していかなければならない状況にあります。

町ではこれまでも、行政改革大綱の策定や、国の指針に基づく「集中改革プラン」の策定を行い、行政改革の推進に取り組んでまいりましたが、今日のような厳しい財政状況においても、教育や福祉など、町民に必要とされるサービスをさらに手厚くするとともに、将来の発展のための布石として先行的な投資が重要となります。そしてこれらを実現するための経費を確保するには、行政内部の再点検を行い、今以上に効果的で効率的な行政運営を行わなければなりません。

こうした町をとりまく状況を踏まえ、平成22年度から平成26年度までの5年を期間とする新たな「二宮町行政改革大綱」をこの度策定いたしました。

この大綱では、町の総合的な指針である「にのみや総合長期プラン」の円滑な推進を図る上で、これを支える役目を果たすため、後述する5つの改革を柱としてかけました。今後は、この大綱をもとに「二宮町らしさ」という個性あふれる町を目指し、町民のご理解、ご協力を得て将来を見据えた行政運営を行ってまいります。

二宮町は小さな自治体ではありますが、小さな町だからこそできる「すみずみまで気配りの行きとどいたまちづくり」を目指し、職員一人ひとりが改革の意義を認識して一丸となり取り組んでまいります。

平成 22 年 3 月

二宮町長 坂本孝也

目 次

I	改革の必要性	1
1	これまでの取り組み	1
2	町をとりまく社会環境とその課題	2
3	新たな改革の必要性	2
II	大綱の基本的な考え方	3
1	取り組みの視点	3
2	改革の5つの柱	3
3	取り組みの期間	3
III	改革の具体的な取り組み事項	4
1	効率的な町施設の運営	4
2	公的サービスへの多様な担い手の参画促進	5
3	事業の再編・整理、廃止・統合	5
4	財政基盤の強化	6
5	人材育成の推進	7
IV	進行管理	8
V	二宮町行政改革大綱の体系図	9

I 改革の必要性

1 これまでの取組み

二宮町ではこれまで昭和62年に第1次、平成8年に第2次行政改革大綱を策定し、その推進を図るとともに、平成18年には国から示された指針に基づく集中改革プランを策定して行政改革に取り組んでまいりました。

○ 第1次行政改革大綱

期 間：昭和62年度～

主な内容：・事務事業の見直し

- ・民間委託・OA化等事務改革の推進
- ・組織・機構の簡素合理化
- ・事務能率向上運動の推進
- ・補助金及び報償費の統廃合
- ・長期財政計画による公共施設整備の推進

○ 第2次行政改革大綱

期 間：平成8年度～

主な内容：・事務事業の見直し

- ・時代に即応した組織・機構の見直し
- ・定員管理及び給与の適正化の推進
- ・効率的な行政運営と職員能力開発等の推進
- ・行政の情報化の推進による行政サービスの向上
- ・会館等公共施設の設置及び管理運営

○ 集中改革プラン

期 間：平成18年度～平成21年度

主な内容：・事務事業の再編・整理、廃止・統合

- ・民間委託等の推進（公の施設）
- ・民間委託等の推進（公の施設以外の施設、その他事務）
- ・定員管理の適正化
- ・手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ・第三セクターの見直し
- ・経費節減等の財政効果
- ・地方公営企業（下水道事業）

2 町をとりまく社会環境とその課題

人口の減少や経済の低迷など、町行政をとりまく社会環境はますます厳しい状況にある一方で、地方分権の進展、町民ニーズの多様化・高度化などにより、様々な状況に迅速かつ的確に対応できる行政運営が求められています。

町をとりまく社会環境、背景

- 都市部への人口流出や少子化による人口の減少、特に生産年齢人口の減少
- 高齢化の進展
- 景気の失速による経済の低迷
- 刻々と変化する社会環境
- 地方分権の更なる進展
- 町民ニーズの多様化・高度化
- 公的サービスの担い手の拡大（NPOやボランティアなどの行政への参画意識の高まり、団塊の世代を含む高齢者の増大など）

今後予想される町への影響

- さらなる人口減少や高齢化の進展による自主財源（主に町民税）の減少
- 高齢化の進展による社会保障や医療にかかる経費の増大
- 中長期的に続く大規模な工事や用地の購入にかかる投資的な経費の増大
- 過去に建設してきた町有施設の維持管理や補修にかかる経費の増大

「効率の良い行政運営により、逼迫する財政状況を少しでも好転させ、町民へのサービスを維持または向上させていくこと」が今後の大きな課題となる。

3 新たな改革の必要性

「行政改革」は「にのみや総合長期プラン」と並び行政運営の両輪であり、総合長期プランの実現をバックアップするものと考えます。

現在のような厳しい状況を背景に、今後の課題に対応し、「二宮町らしさ」という個性を失わない自立した存在感のある町をつくっていくためには、手法の一つとして「行政改革」を行い、行政の内部を再点検し、少ない経費でも効率良く、効果的で質の高い行政運営を行うことのできる体制の整備を、より一層進めていく必要があります。

Ⅱ 大綱の基本的な考え方

1 取組みの視点

町では、今日の厳しい状況下においても町の総合的な指針である「にのみや総合長期プラン」及び次期総合計画の実現を柱に、増大する行政需要や新たな課題への対応、行政運営の改善について、その重要性を踏まえた上で、取り組むべき改革の方向を示した「二宮町行政改革大綱」を新たに策定しました。

この大綱に基づく改革の推進にあたっては、特に次の二つの事項に視点を置き、積極的に取り組んでまいります。

- 1 民の力を活用した行政施策の推進
- 2 経営感覚豊かな行政運営の推進

2 改革の5つの柱

この大綱では、これまでの町をとりまく社会環境、課題などを踏まえた上で、行政改革に関する取組みの方向を次の5つの柱として整理しました。

- 1 効率的な町施設の運営
- 2 公的サービスへの多様な担い手の参画促進
- 3 事業の再編・整理、廃止・統合
- 4 財政基盤の強化
- 5 人材育成の推進

3 取組みの期間

平成22年度から平成26年度の5年間とします。

Ⅲ 改革の具体的な取組み事項

1 効率的な町施設の運営

多様な担い手の活用や財政基盤を強化することで、今後も必要となる施設については継続して維持していくものの、施設運営の状況を十分に調査し、そのあり方を整理することによって効率的に町施設を運営します。

(1) 施設の効率的な運営方法の導入

- ・ 今後も維持する施設については、その管理方法について、これまでの検討結果も踏まえた上で、費用対効果を含めた直営による運営との総合的な比較検討を行い、「指定管理者導入の再検討」、「民間事業者への業務委託」などについて可能性を調査し、可能な施設は実行に移します。
- ・ 現状の施設を有効に活用して稼働率を上げることで、効率的な施設運営を行います。
- ・ これまでの維持管理の内容を精査することで、維持管理経費の抑制を進めるとともに、環境に配慮した設備の導入などの財政負担軽減策について検討を行います。

(2) 運営に充てる財源の確保

- ・ 受益者負担の原則にのっとり、公平性のある適正な施設使用料の徴収を行うとともに、サービスにかかる経費を明確に示すなど、町民の理解が得られるように情報発信を行います。
- ・ 設備の充実などにより施設の価値を高めるとともに、付加価値の創出について研究を行い、それに見合った使用料の徴収を行います。
- ・ 広告料など、施設を活用した収入について研究を行い、新たな財源を確保します。

(3) 施設の集約化

- ・ 運営方法の見直しなどにより維持する施設がある一方で、地域の集会施設など、対応が必要な施設については、その目的や利用実態を把握し、充分考慮した上で、民間事業者や地域組織への移管、中長期的には統廃合も視野に入れた検討を行い、集約化に向けた整理を行います。

2 公的サービスへの多様な担い手の参画促進

町民へのよりよいサービスの提供や、新たな課題へ迅速に対応できる体制づくりなどを目指し、「行政が行うこと」と「民間が行うこと」といった「行政」、「町民」、「事業者」の役割分担を再確認することで、可能な業務について民間事業者へ委託するなど、民間の活力を活かします。

(1) 民間事業者等への委託（施設管理を除く）

- ・ 町が行っている事業（サービス）を検証し、サービスの向上やコスト削減に結びつくものについては、費用のみに捉われてサービスレベルが低下しないように配慮しつつ民間委託を行います。また、委託後も取り組みの状況を随時確認できる体制整備を行います。

(2) NPO、町民ボランティア等の参画促進

- ・ 多様化・高度化する町民ニーズにきめ細やかに対応するため、NPOや町民ボランティアと連携して取組みを行うとともにその育成を行います。
- ・ 団塊世代を含む高齢者のボランティア力を最大限に活かすため、積極的な参画促進を図るとともに、ボランティア活動の支援や活動のコーディネートなどを行います。
- ・ 行政と町民相互の役割分担について見直しを行い、町で行っている地域に密着した取組みで可能なものについては地域への委託を行います。

(3) 産・学・公による連携体制の構築

- ・ 企業や大学との連携体制を構築し、大学の専門性や企業の社会貢献を活かした効果的、効率的な事業を行います。
- ・ 町事業への学生ボランティアの参画を促進します。

3 事業の再編・整理、廃止・統合

施設管理を除き、経常的に行われている事業などについて、すでに目的を達成した事業や一定期間行っても成果の見えない事業、手法の見直しや統合により一層の効果が期待できる事業などの整理を行い、限られた財源を効果的に配分して成果を重視したメリハリのある事業を展開します。

(1) 経常的に行われている事業の見直し

- ・ 長年に渡り継続的に行われている事業については、その目的や達成状況を改めて確認し、成果が明らかでなく必要性が薄れているものについては見直します。

- ・ 事業の見直しにあたっては、町民がどのようなサービスを必要としているか、サービスの内容に着目し、部署同士が連携した横断的な視点からの見直しも行います。

(2) イベント的事業の見直し

- ・ 長年に渡り継続して行われているイベント的な事業についても、経常的に行われている事業と同様に見直しを行います。

4 財政基盤の強化

自立的で持続可能な財政基盤づくりを進めるため、自主財源をはじめとする、あらゆる面からの財源確保や、聖域を設けないあらゆる経費の削減を行います。

また、限られた財源で効果的に施策・事業を展開できるような仕組みづくりを行います。

(1) 歳入の確保

- ・ 納税相談の充実や収納体制の強化など、滞納対策を強化して町税の確保に努めるとともに、基盤整備の充実を図り納税世代を誘致するなど、生産年齢人口の増加を促進します。
- ・ 受益者負担の原則にのっとり、現行の減免規定を見直すとともに、負担額を定期的に見直すなどして、適正で公平な利用者負担を行います。
- ・ 町有地の整理や有料広告の活用などを通じ、新たな自主財源を確保します。

(2) 経費の削減

- ・ 経常的な経費となっている消耗品費や光熱水費、管理にかかる委託料、人的な措置にかかる経費などについて削減するとともに、起債における債務を削減していくことについても研究を行います。また、特別会計については繰出金を含め、独立採算性を念頭においた経理事務を行います。
- ・ 人件費の抑制を図る観点から、これまでに引続き、職員の定員管理を行います。
- ・ NPOやボランティア、各種団体など、活動支援のための補助金については、必要性を精査するとともに、平成16年度に示した各種団体等における補助金のあり方を踏まえ、活動の状況や内容に応じ、時代に則した補助金となるよう見直しを行います。
- ・ その他、事業等の対象や手法を見直すことで、経費を削減します。

(3) 効率的な運営のための仕組みの充実

- ・ 行政評価の手法により、一定の尺度から施策・事業を評価することで、施策や事業の優先付けを行うとともに、限られた財源を有効で効果的に活用できるように仕組みの充実を行います。
- ・ 限られた人材、財源の中でも、周辺市町との広域連携により効率的に取り組むを行うことができるように連携を強化します。
- ・ 定年を迎えた団塊の世代を含む高齢者など、豊かな知識や経験を持った人材を確保します。

5 人材育成の推進

行政改革を実行し限りある行政資源を最大限に活かし、多様化・高度化する町民サービスに対応しながら行政運営を行うには、なによりもそれに取り組む職員の資質と意識の向上が重要です。職員一人ひとりが自ら改革に向き合う強い姿勢を持って取り組みにあたるよう評価や研修を通じて、職員の資質を向上させます。

(1) 職員の意識改革

- ・ 職員提案制度など、職員の意欲を高める仕組みの導入や研修等を通じて職員の意識改革を行います。
- ・ 始業前にミーティングを行うなど、職員間における情報の共有化を強化し、常に様々な情報を得ることで職員の意識改革を行います。
- ・ 常に「町民の税金を預かり運用している」という感覚を持って業務に取り組むことで、経営感覚のある行政運営を行います。

(2) 人事評価の導入

- ・ 平成20年度から試行している人事評価について、現在行っている能力評価を検証し、早い時期の本格的な導入を行います。
- ・ 業績評価については研究を進めて導入を行います。

(3) 効果的な研修制度の運用

- ・ 職員のレベルに応じ、必要とされる能力を明確に示し、それに応じた職員研修の実施を行います。
- ・ これからの行政運営に必要な不可欠なマネジメント能力や専門性を高める能力向上のための研修を効果的に活用して人材育成を行います。
- ・ 経営感覚を身に付けるため、民間企業への研修や交流などを行います。

IV 進行管理

この大綱に基づく行政改革の着実な推進を図るためには、取組みの目標を設定して成果を把握し、検証を行った上で定期的に見直す必要があることから、推進の体制を整備して進行管理を行います。

また、改革における実効性を確保するため、毎年度の進行管理にあたっては、具体的な取組項目や実施状況の公表を行います。

V 二宮町行政改革大綱の体系図

大綱の内容		
基本項目	個別項目	
1 効率的な町施設の運営	(1)施設の効率的な運営方法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の有効活用 ・指定管理者の導入 ・民間事業者への業務委託 ・維持管理経費の抑制
	(2)運営に充てる財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の適正化 ・施設を活用した新たな料金の徴収（広告料等） ・付加価値をつけた施設の運営
	(3)施設の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設の集約化 ・施設の民間や地域への移管
2 公的サービスへの多様な担い手の参画促進	(1)民間事業者等への委託（施設管理を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者への業務委託（施設管理を除く）
	(2)NPO、町民ボランティア等の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、町民ボランティアの参画促進と育成 ・高齢者のボランティアへの積極的な参画促進 ・地域コミュニティとの連携
	(3)産・学・公による連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や学校との連携による効率的・効果的な事業の実施
3 事業の再編・整理、廃止・統合	(1)経常的に行われている事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに目的を達成した事業の整理 ・一定期間が経過しても成果が明らかでない事業の整理
	(2)イベント的事业の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・統合することで一層の効果が期待できる事業の整理
4 財政基盤の強化	(1)歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町税の確保 ・受益者負担の適正化（再掲） ・町有地の整理 ・その他、自主財源の確保
	(2)経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・経常的な運営費にかかる見直し ・債務削減に向けた研究 ・独立採算制のある経理事務の推進（特別会計） ・職員の定員管理 ・各種団体等への補助金の見直し
	(3)効率的な運営のための仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムの充実 ・広域連携の強化 ・定年退職者など経験豊かな人材の確保

大綱の内容		
基本項目	個別項目	
5 人材育成の推進	(1) 職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意欲と能力を活かす仕組みの導入 ・ 職員間における情報の共有化
	(2) 人事評価の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価の本格実施 ・ 業績評価の導入
	(3) 効果的な研修制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベルに応じて必要とされる能力の明確化 ・ 段階に応じた研修の実施 ・ 管理職能力や専門性を高める研修の充実 ・ 民間企業への研修及び民間との交流

新たな行政改革大綱の策定に向けた基本方針（案）

町を取り巻く現在の社会情勢、背景、環境

○人口の減少

総合計画では、今後も人口減少が続き、若い世代が少なくなると推計されている。また、平成26年5月に民間研究機関『日本創生会議』が示した2040年に消滅する可能性がある全国896自治体の1つとされた。

○高齢化

団塊の世代の方々全員が後期高齢者となる2025年に向けた対応が急務である。

町の高齢化率は現在、約32%であるが、地区によっては既に50%を越えるところもあり、移動手段が無くなる高齢者が今後も増え続ける可能性が高い。

○財政状況

人口減少に伴い、労働力も減少し、地域経済が低迷している。また、地方においては、仕事をする場がなくなり生産年齢の若者が都心へと流出してしまう傾向にある。国では、人口減少による地域の衰退を防ぐため、平成26年12月に地方創生法による総合戦略が策定された。

町でも地方版総合戦略を平成27年度中に策定することとなるが、現状としては、新たな産業や大学等はなく、働く場所の確保等は難しく、特に15歳から30歳前後の人口の流出が多い状況となっており、それに伴って、町の財政状況は引き続き厳しい状況になることが想定される。

○公共施設の老朽化と空き家・空き地の増加

人口が増加していた昭和40年代から50年代にかけて大規模な宅地造成が行われ、集中的に公共施設の整備が行われてきた。そのことから、本来の機能を維持するためには大規模改修や建て替えを集中的に行なわなければならない時期が迫っている。

今後、更に厳しくなる財政状況では維持、更新をしていくことは非常に困難であると想定される。

また、同時期に大規模な宅地造成がされた地域では、空き家・空き地が数多く存在し、防犯面、衛生面等を含め対応が必要になります。併せて東京大学果樹園跡地や国立小児病院跡地など未利用町有地や空き家・空き地を含めた既存ストックの有効活用によるまちづくりの検討が必要である。

今後予想される課題

- ・人口減少における自主財源（町民税）の減
- ・高齢化に伴う社会保障費用の増大
- ・過去に建設された公共施設の老朽化に伴う施設の更新・複合化・統廃合
- ・未利用町有地の利活用（東大果樹園跡地・国立小児病院跡地）
- ・空き家・空き地等の適正な管理と流通の促進
- ・多様化する町民ニーズに対応した効率的な行政運営

総合計画との連携

これまで、総合計画と行政改革は相互の関係性が薄い状態となっていた。また、予算事業との関係性も薄く、具体的な事業として反映されるまでに時間を要していた。

平成25年3月に予算事業とリンクした第5次にのみや総合計画が新たに策定されたが、この行政改革においても相互に連携することにより、改革の結果を予算事業に速やかな反映し、総合計画の推進に寄与することが期待される。

町を取り巻く課題と、これまでの行政改革の取り組み・総合計画を踏まえ、効率的・効果的な行政運営を行っていくための項目立てを以下のとおりとする。

1. 時代に合った組織体制の最適化

- ・組織のスリム化
- ・職員の人材育成

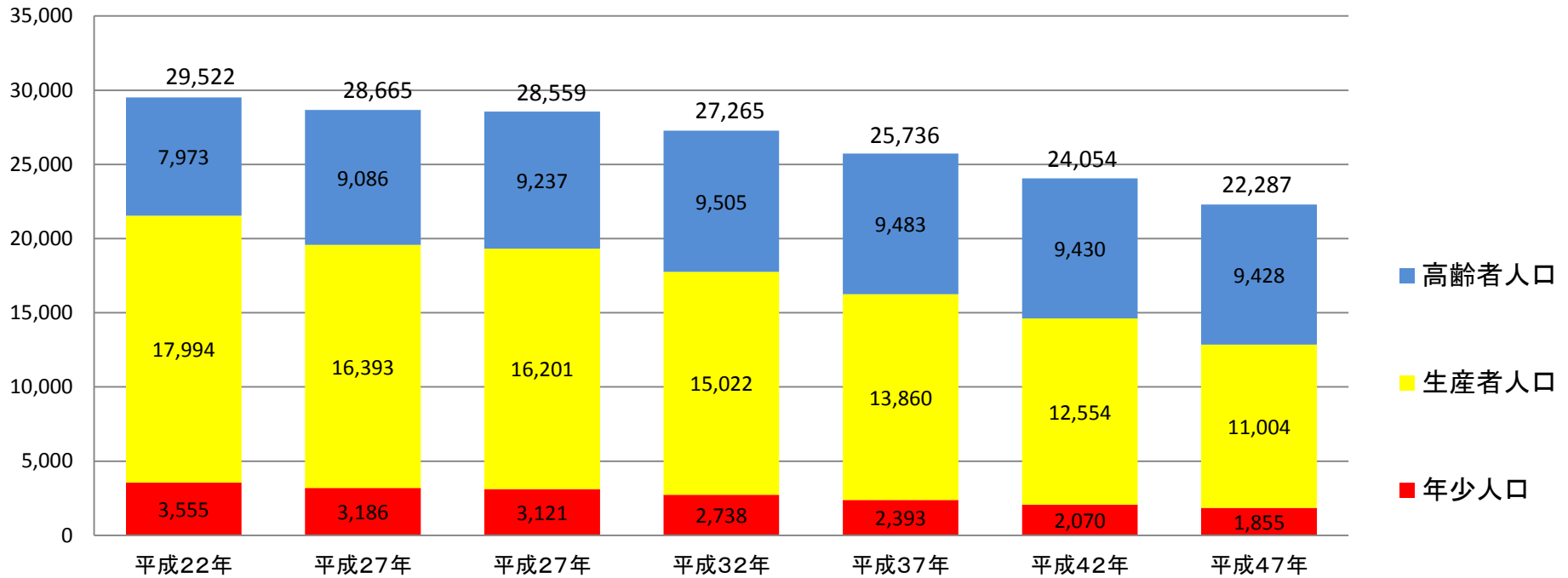
2. 持続可能な健全財政の確立

- ・公共施設の再配置、統廃合
- ・補助金、事業等の見直し

3. 町民との協働による公共サービスの推進

- ・協働によるまちづくり体制の確立
- ・多様な公共サービスの担い手の参画

町の人口



確定値
 平成22年は10月1日
 平成27年は 1月1日

推計値
 各年10月1日
 【第5次二宮町総合計画】

	平成22年	平成27年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
年少人口	3,555	3,186	3,121	2,738	2,393	2,070	1,855
生産者人口	17,994	16,393	16,201	15,022	13,860	12,554	11,004
高齢者人口	7,973	9,086	9,237	9,505	9,483	9,430	9,428
合計	29,522	28,665	28,559	27,265	25,736	24,054	22,287
	確定値			推計値			
	10月1日	1月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日

地方税額	<p>住民や法人等に納めていただくものです。 町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等があります。</p>
積立金現在高	<p>財政運営を計画的にするため、又は財源に余裕がある場合に年度間の財源変動に備えて積み立てる経費の現在の額です。</p>
地方債現在高	<p>地方公共団体が行う事業等で、必要な財源を調達するために借り入れる借金で、予算で定めることとされている経費の現在の額です。</p>
財政力指数	<p>地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が大きいほど財政的に余裕があるとされ、「1」を越えると地方交付税は交付されないこととなります。</p>
経常収支比率	<p>人件費、扶助費などの経常的経費に地方税や普通交付税などを中心とする経常的収入がどの程度充当されているかという割合を示すものです。この数値が高いほど経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示しており、市で80%、町村で75%を越えると財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。</p>
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、この指数が18%を越えると起債の許可が必要となり、25%を越えると一部の起債発行が制限されます。 ※標準財政規模 地方公共団体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示します。</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率で、この負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。</p>

二宮町公共施設再配置に関する
基本方針
(抜粋)

平成 25 年 10 月

二 宮 町

Ⅱ. 公共施設を取り巻く課題

1. 公共施設の現状と課題

平成 25 年 3 月に作成した「二宮町公共施設白書」では、町が保有する 65 の建築物の総延床面積は 67,824 m²となっています。

これを建築年別にみると、一般的に建築物の寿命とされる築 30 年以上の建築物は約 43,817 m²と全体の約 65%を占めています。(図表①)

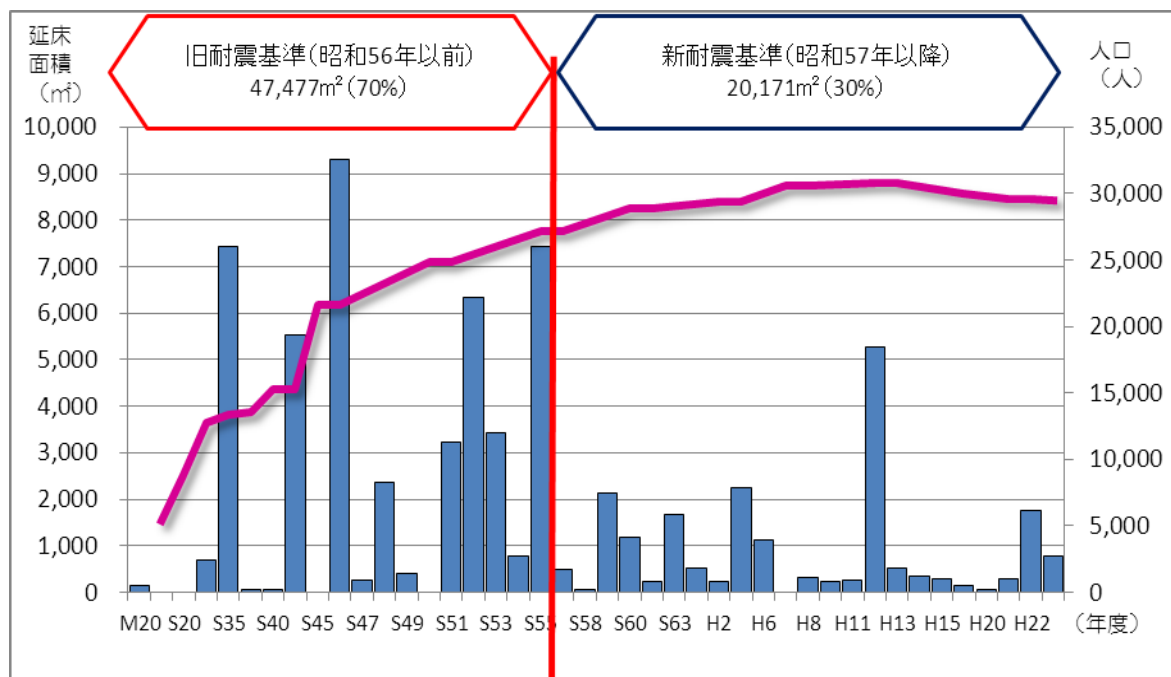
また、旧耐震基準*が適用される昭和 56 年までに建設された建築物は 47,477 m² (70%)、新耐震基準で建設された建築物は 20,171 m² (30%) となっています。(図表②)

旧耐震基準で整備された建築物の延床面積のうち約 11%が耐震診断未実施のもので、これは町全体の建築物の延床面積のうち約 7.8%にあたります。

建築物の延床面積の約 5 割を占める学校施設の耐震安全性の確保について、町立小中学校 5 校は耐震化が図られています。

しかしながら、学校を除く施設で、旧耐震基準で建設された建築物は約 14,014 m²あり、その中には役場庁舎や町民センターなどを含み、一部耐震診断や耐震補強工事を実施されていない建築物もあり、今後の対応が課題となっています。

図表② 築年別整備状況



出典 二宮町公共施設白書

次に、各施設を建築用途別に分類してみると、教育施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の約51%を占め、その他では、文化施設が約8.1%、スポーツ施設が約7.9%という状況となっています。個々の施設で規模の大きなものでは、二宮町生涯学習センター ラティアン5,285㎡、役場庁舎3,207㎡などがあります。(図表③)

これらの施設を今後は、人口構成の変化や、老朽化度等を総合的に勘案して、施設のあり方を見直し、効率的、効果的な施設の再配置を検討していくことが求められます。

図表③

施設分類	延床面積	構成比	施設分類	延床面積	構成比
庁舎	4,819.9㎡	7.1%	教育施設	34,884.1㎡	51.4%
貸館	3,210.6㎡	4.7%	子育て関連施設	579.2㎡	0.9%
福祉施設	1,493.4㎡	2.2%	消防施設	339.9㎡	0.5%
スポーツ施設	5,390.8㎡	7.9%	地域集会施設	5,350.9㎡	7.9%
文化施設	5,506.5㎡	8.1%	その他	6,249.3㎡	9.2%
			合計	67,824.6㎡	100%

出典 二宮町公共施設白書

<施設の内訳>

施設分類	施設名等	施設分類	施設名等	
1 庁舎	役場庁舎	7 子育て関連施設	二宮町立百合が丘保育園	
	二宮町町民サービスプラザ		3施設 子育てサロン(2施設)	
	教育委員会事務所	8 消防施設 5施設	分団詰所(5施設)	
	消防庁舎		9 地域集会施設	
4施設		児童館(8施設)		
2 貸館	二宮町町民センター	25施設	老人憩の家(9施設)	
	二宮町駅前町民会館		公会堂(2施設)	
	二宮町ふるさとの家		防災コミュニティセンター(6施設)	
3 福祉施設	二宮町保健センター	10 その他	二宮町ITふれあい館	
	二宮町福祉ワークセンター		にのみや町民活動サポートセンター	
4 スポーツ施設	二宮町立体育館		自転車駐車場(2施設)	
	二宮町民運動場		二宮町環境衛生センター桜美園	
	二宮町武道館		二宮町ごみ積替施設	
	二宮町民温水プール		袖が浦プール	
	5施設		町営山西プール	10施設 公園管理棟(3施設)
5 文化施設	二宮町生涯学習センター ラティアン		計 65施設	
	二宮町ふたみ記念館			
6 教育施設	二宮町立二宮小学校			
	二宮町立一色小学校			
	二宮町立山西小学校			
	二宮町立二宮中学校			
	二宮町立二宮西中学校			
	6施設	二宮町学校給食センター		

出典 二宮町公共施設白書

4. 将来の更新コスト試算

町の公共施設は昭和 40 年から 50 年にかけて建設された施設が多く、安全性の確保、大規模改修、建替え等に今後、莫大なコストを要することが予測されます。

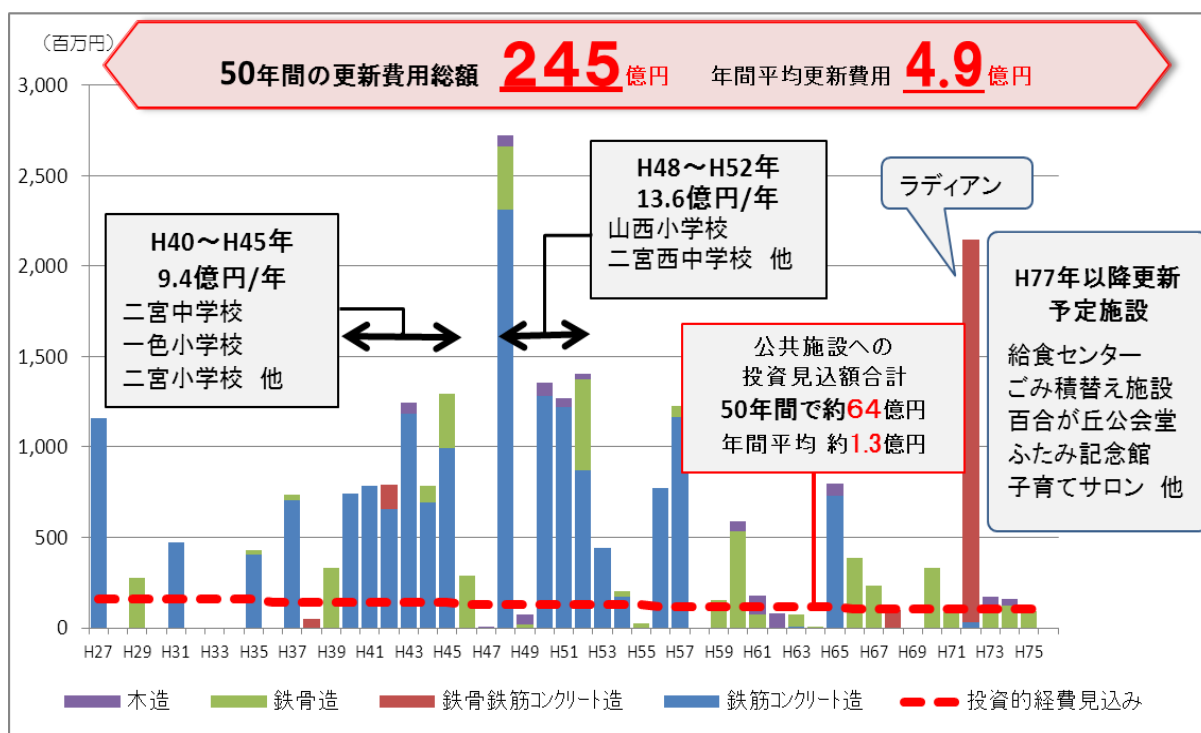
また、このまま現在の公共施設全てを保有し続けた場合、20 年後の平成 45 年には、築 30 年以上を経過する建築物が建物全体面積の約 94%にまで増加し、現状の施設環境より安全性等においてさらに悪化することになります。そこで、仮に現状の公共施設全て更新するとして、耐用年数を 60 年に設定し、今後 50 年間に必要なコストを築年別整備状況に合わせて試算条件（図表⑩）を設定し試算を行いました。

その結果、公共施設の更新コストは平成 27 年からの 50 年間で約 245 億円となり、これは、1 年あたりに換算すると 4.9 億円/年の改修費用が必要なることを示しています。

一方で、町の現状の財政状況を勘案し、最も厳しい財政見通しにより試算したインフラ整備関係の経費を含む投資的経費の見込み額は、50 年間で約 183 億円と見込まれ、過去の実績からこの内の約 35%の 64 億円が公共施設に対する投資額となります。これを 1 年あたりに換算した改修費用の額は 1.3 億円/年で、前述の更新コストが財政見通しを大きく上回り、更新費用が大きく不足することを示す結果となりました。中でも、二宮中学校や一色小学校などの建替えが集中する平成 40 年から平成 45 年では平均約 9.4 億円/年、また、山西小学校等が建替え時期を迎える平成 48 年から平成 52 年では平均 13.6 億円/年では、財政的には更新費用を捻出することが困難な状況といえます。

今後、扶助費の増加など財政状況が一層厳しさを増すことが予想されるなか、更新コスト 245 億円に対し公共施設に対する投資額は 64 億円しか確保できない見込から、平成 27 年から 50 年間で、延床面積に対して約 26%の建物の更新しかできない計算となります。このことから現状の財政状況では全ての施設の改修や建替えを実現することは不可能といえますので、10 年先、20 年先を見通した計画的な公共施設の再配置が必要です。

図表⑨ 公共施設建替え・大規模改修費用試算表



第1回 二宮町行政改革検討委員会 次第

日 時：平成27年 2月13日（金）
午後 2時00分より
場 所：二宮町役場 2階
第1会議室

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. あいさつ

4. 自己紹介

5. 会長及び職務代理者の選出

6. 議 題

(1) 町の行政改革の取組みについて

(2) 新たな行政改革大綱の策定に向けた基本方針（案）について

(3) その他

7. 閉 会

配布資料

- | | |
|------|--|
| 資料1 | 二宮町行政改革検討委員会設置要綱
二宮町行政改革検討委員会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領
二宮町行政改革検討委員会会議傍聴要領 |
| 資料2 | 二宮町行政改革検討委員会委員名簿 |
| 資料3 | 行政改革の取組方針について |
| 資料4 | 二宮町行政改革大綱（平成22年度～平成26年度） |
| 資料5 | 新たな行政改革大綱の策定に向けた基本方針（案） |
| 資料6 | 町の人口 |
| 資料7 | 町の財政状況 |
| 資料8 | 二宮町公共施設再配置に関する基本方針（抜粋） |
| 参考資料 | 第5次二宮町総合計画基本構想2013－2022（平成25年度～平成34年度） |
| 参考資料 | 第5次二宮町総合計画前期基本構想2013－2015（平成25年度～平成27年度） |